

○大野市立学校体育施設の開放に関する条例

平成17年9月26日

条例第22号

改正 平成18年3月27日条例第15号

平成21年12月17日条例第48号

令和3年3月25日条例第13号

大野市立学校体育施設の開放に関する条例（平成元年条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、大野市が設置する小学校及び中学校の体育館、運動場及びプール（プールについては、有終西小学校に限る。以下「学校体育施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で市民に開放することにより、スポーツ及びレクリエーション活動の場を確保し、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事務の処理）

第2条 学校体育施設の開放に関する事務は、市長が処理するものとする。

（管理指導員）

第3条 学校体育施設に、管理指導員を置く。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理指導員は、市長の命を受け、開放する学校体育施設及び附属設備（以下「学校体育施設等」という。）の管理に当たる。

3 管理指導員は、市長が委嘱する。

4 管理指導員は、非常勤とする。

（利用の許可）

第4条 学校体育施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、学校体育施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校体育施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 学校体育施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校体育施設の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第7条 利用者は、学校体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 学校体育施設の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 学校体育施設を利用しようとするものは、学校体育施設の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 1 1 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 学校体育施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、学校体育施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第 1 2 条 利用者は、学校体育施設等の利用が終わったときは、速やかに当該学校体育施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 8 条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第 1 3 条 利用者は、学校体育施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、学校体育施設の開放について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 1 5 条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 0, 0 0 0 円を超えないときは、5 0, 0 0 0 円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の大野市立学校体育施設の開放に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成 18 年教委規則第 7 号で平成 18 年 9 月 1 日から施行）

附 則（平成 21 年条例第 48 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 13 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（大野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大野市立学校体育施設の開放に関する条例の規定によりなされている処分、手続その他行為については、改正後の大野市立学校体育施設の開放に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 9 条関係）

学校体育施設使用料

（単位：円）

施設区分	時間区分			
	8：30～1 2：30	12：30～1 7：30	17：30～2 1：30	8：30～2 1：30
体育館半面	400	600	800	1,500
体育館全面	800	1,200	1,600	3,000
運動場半面	400	600	200	1,000
運動場全面	800	1,200	400	2,000
運動場照明 設備	1時間につき 1,500			

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 2 運動場照明設備の使用料は、大野市公共施設使用料減免規則（平成元年規則第 26 号）第 2 条第 4 号及び第 3 条の減免に関する規定は適用しない。

有終西小学校プール

(単位：円)

区分		時間区分	
		13:00～17:00	18:00～21:00
個人	中学生以下	100	100
	高校生 一般	200	200
団体	中学生以下(20人以上)	2,000	2,000
	高校生 一般(20人以上)	4,000	4,000

有終西小学校プール(軽スポーツ室)

(単位：円)

区分		時間区分		
		8:30～12:30	12:30～17:30	17:30～21:30
個人	中学生以下	100	100	100
	高校生 一般	200	200	200
団体	中学生以下(20人以上)	2,000	2,000	2,000
	高校生 一般(20人以上)	4,000	4,000	4,000

備考 軽スポーツ室については、利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。